

今からでも遅くない！

働き方改革 対応セミナー

～建設業・運送業の2024年問題も解説します～

2020年(令和2年)より中小企業にも働き方改革への対応が求められるようになりました。長時間労働の是正や、有給休暇取得の対応、同一労働同一賃金等、まだまだ多くの企業が対応しきれていないのが実情です。そこで本講座では働き方改革の根幹をなす、労働法改正についておさらいと最新の内容を解説致します。働き方改革を通じて生産性の高い会社組織を作り、経営の質の向上を目指しましょう。また、環境改善に時間が必要な建設業者や運送業者等は、2024年(令和6年)まで働き方改革の施行が猶予されていますが、今後対応が必要ですので、建設業や運送業等の対応についても解説します。

講座内容

・令和4年度以前の労働法改正のおさらい

1. ハラスメント防止法
2. 育児介護休業法
3. 厚生年金保険・健康保険法
4. 労働基準法

・令和5年度の改正について

1. 中小企業への割増賃金率50%適用
2. デジタルマネーによる賃金支払い解禁
3. 育児休業の取得状況の公表を義務付け

・建設業、運送業等の2024年問題対応について

・質疑応答

●講師紹介●

くらなかかずひろ

蔵中一浩 氏

横浜リネージュ社労士事務所代表

・特定社会保険労務士



昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

★お申し込み方法★

下記申込欄に必要事項をご記入いただきFAXにてお申込みか、下記QRコードからお申込みください。



開催日

2023年 11月 13日(月)
14:00～16:00

会場

総社商工会館 401会議室
(総社市中央 6-9-108)

対象者

中小・小規模事業者(会員・非会員を問わず)

受講料

無 料

定員

30名(先着順)※定員になり次第、締め切らせていただきます

11/13(月)開催 「働き方改革セミナー」 参加申込書

総社商工会議所行

FAX:0866-93-9699

申込日(年 月 日)

事業所		TEL	
住所	(〒 -)	FAX	
参加者名	※複数名お申し込み可能		